

居宅介護支援事業所まこと

運営規程

(事業所の目的)

第1条 合同会社w e a l i F eが開設する居宅介護支援事業所まこと（以下「事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要支援状態の利用者に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。

- (1) 事業所は、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- (2) 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- (3) 事業所は、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
- (4) 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
- (5) 事業所は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 居宅介護支援事業所まこと
- (2) 所在地 小林市真方314-17

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に所属する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（主任介護支援専門員）介護支援専門員と兼務
事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たる。

- (2) 介護支援専門員 1名以上

介護支援専門員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日とする。ただし、国民の祝日、12月31日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(指定介護予防支援の提供方法)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供に開始について利用申込者の同意を得るものとする。
- (2) 利用者の相談は、事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (3) 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (4) サービス担当者会議を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (5) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- (6) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。
- (7) その他具体的には「介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（厚生労働省令第37号29条から第31条）に従って実施する。

(介護予防支援の具体的取扱方針)

第7条 介護予防支援の具体的取扱方針は次のとおりとする。

- (1) 介護予防サービス計画の担当者

介護支援専門員は介護予防サービス計画の作成に関する業務を行う。

- (2) 相談の受付場所

利用者から相談を受け付ける場所は第3条に規定する事業所内とする。

- (3) 利用者等への情報提供

介護予防サービス計画作成開始に当たっては、利用者及び家族に対し、当該地域における指定介護予防サービス事業者等の名称、サービス内容、利用料などの情報を提供し、利用者が希望するサービス事業者の情報を適正に説明する。複数のサービス事業者等の紹介の求め等があった場合には誠実に対応し、利用者またはその家族

のサービスの選択が可能となるよう支援する。利用者の選択等を求めることなく最初から同一の事業主体に偏った計画原案を提示することは行わず、利用者の意思に反して、集合住宅と同敷地内等の介護予防サービス事業者のみを計画に位置づけない。

(4) 利用者の実態把握

介護支援専門員は、介護予防サービス計画作成に当たって利用者の有している能力、提供を受けているサービス等、その置かれている環境等の評価を通じて、利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援し、解決すべき課題を把握しなければならない。

(5) 介護予防サービス計画の原案作成

介護予防サービス計画原案作成に当たっては、利用者の希望及び利用者についてのアセスメントの結果、利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、利用者及びその家族の意向、それらを踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点、本人、指定介護予防サービス事業者、自発的な活動によるサービスを提供する者等が目標を達成するために行うべき支援内容並びにその期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成しなければならない。

(6) サービス担当学会議の開催

介護予防サービス計画原案を作成した場合は、原則としてサービス担当学会議を開催し、情報を共有するとともに、担当者から専門的な見地から意見を求めるものとする。但し、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。

(7) 介護予防サービス計画の説明、同意及び交付

介護支援専門員は、利用者又はその家族等に対し、介護予防サービス計画に位置づけたサービスの種類、内容、費用等について説明し、文書により利用者の同意を得て、当該介護予防サービス計画を交付する。

2 サービスの実施状況の継続的な把握、評価は次のとおりとする。

(1) 介護支援専門員は、介護予防サービス計画作成後においても、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うことにより、介護予防サービス計画の実施状況の把握及び利用者の課題把握を行う。また、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときやその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他利用者の心身又は生活状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て、主治の医師もしくは歯科医師、又は薬剤師に提供するものとする。

(2) 利用者の居宅への訪問

次の場合に、利用者の居宅を訪問し、面接を行うものとする。

ア アセスメント実施時

イ サービス提供月から起算して6ヶ月に1回

ウ サービス評価期間終了月

エ 要支援者の状況に著しい変化があったとき
但し、次のいずれにも該当する場合、テレビ電話装置等を活用して利用者に面接することができる。

- 1 テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- 2 サービス担当者会議において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - ・利用者の心身の状態が安定していること。
 - ・利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む）
 - ・テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集すること。

なお、利用者の居宅を訪問しない月（テレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り関係事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努め、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

（３）モニタリングの結果記録

少なくとも一月に１回、モニタリングの結果を記録すること。

（要支援認定の申請に係る援助）

第８条 被保険者の要支援認定に係る申請について、利用申込者の意思を踏まえ、必要な協力を行う。

- 2 指定介護予防支援の提供の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるような必要な援助を行う。
- 3 要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間の満了日の３０日前には行われるよう、必要な援助を行う。

（身分を証する書類の携行）

第９条 介護支援専門員は身分を証する書類を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示しなければならない。

（指定介護予防支援の利用料等の受領）

第１０条 指定介護予防支援の利用料その他の費用の額は次のとおりとする。

- （１）法定代理受領以外の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、支払いを受けた場合、領収書及び指定介護予防支援提供証明書を発行する。
- （２）指定介護予防支援の提供に際し、サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に同意を得るものとする。

(3) 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定介護予防支援に要した交通費は、その実費とする。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

ア 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル未満 100円

イ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道5キロメートル以上 200円

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、宮崎県小林市、えびの市、高原町とする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努める。

- 2 事業所が業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を事前に同意を得るものとする。

(業務継続計画)

第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第14条 事業所は、事業所において感染症が発症し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話などを活用して行うことができるものとする）を定期的開催し指針を整備するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第16条 事業所は利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとする。

(事故発生時の対応)

第17条 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(苦情・ハラスメント処理)

第18条 事業所は、利用者及びその家族からの苦情・ハラスメントがあった場合は、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

- 2 前項の苦情・ハラスメントを受け付けた場合は、当該の内容等を記録する。
- 3 事業所は、介護保険法第23条の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する苦情の国民健康保険団体連合会への申し立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は、介護支援専門員等の資質向上を図るため、研修の機会を設けるものとし、業務体制を整備する。

(1) 新規採用時 採用後2ヵ月以内

(2) 虐待防止に関する研修 年1回・新規採用時

(3) 感染症予防及びまん延防止 年1回

(4) 感染症・災害に関するBCP研修 業務継続計画に従い実施

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 個人情報適切に管理し、利用者の処遇に支障が生じないこと等を前提に、取り扱いの明確化を行い、具体的な考え方を示すことでテレワークを可能とする。

5 事業所は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な装置を講じるものとする。

6 事業所は、指定介護予防支援に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定介護予防支援を提供した日をいう。）から最低3年間は保存するものとする。

7 事業所の都合にて介護支援専門員の変更、利用者又はその家族からの申し出により必要と認めた場合にサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮した上で介護支援専門員を変更できる。ただし、利用者又はその家族から特定の介護支援専門員の指名はできないものとする。

8 運営規程、重要事項説明書等の必要な情報をいつでも閲覧することができるよう整備する。

9 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は合同会社wealiFeと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年7月16日から施行する。